

管理コード	重要事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討申請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討申請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は届出地域その他の貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通関産業告示第170号)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ)であっても、テラドロカンナビノール以下「THC」という、含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	【提案実現後の事業概要】 ①木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実用化容易であると考える。また、大麻を原料とした生分解性プラスチック製の自動車メーカーの内部部品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用削減に寄与しており、国内の課題解決の有効な手段と考えられる。 ②生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオス燃料への転換などが期待できる。また、硝化性窒素のクリーニングアップとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。要は、農薬、滅反等不起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を固く上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑工場を開設し幅広い工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としていることである。また、大麻種子の段階においては、生じた大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六一年の麻薬に関する単一条約)において、THC含有している大麻については、その多量にのみならず規制対象とされている。このことにかんがみ、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答された。																株式会社グラスミール	長崎県	厚生労働省 経済産業省	
	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は届出地域その他の貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通関産業告示第170号)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ)であっても、テラドロカンナビノール以下「THC」という、含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	【提案実現後の事業概要】 ①木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実用化容易であると考える。また、大麻を原料とした生分解性プラスチック製の自動車メーカーの内部部品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用削減に寄与しており、国内の課題解決の有効な手段と考えられる。 ②生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオス燃料への転換などが期待できる。また、硝化性窒素のクリーニングアップとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。要は、農薬、滅反等不起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を固く上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑工場を開設し幅広い工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としていることである。また、大麻種子の段階においては、生じた大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六一年の麻薬に関する単一条約)において、THC含有している大麻については、その多量にのみならず規制対象とされている。このことにかんがみ、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答された。															株式会社日本ヘンプ	東京都	厚生労働省 経済産業省		
	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は届出地域その他の貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通関産業告示第170号)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ)であっても、テラドロカンナビノール以下「THC」という、含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	【提案実現後の事業概要】 ①木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実用化容易であると考える。また、大麻を原料とした生分解性プラスチック製の自動車メーカーの内部部品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用削減に寄与しており、国内の課題解決の有効な手段と考えられる。 ②生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオス燃料への転換などが期待できる。また、硝化性窒素のクリーニングアップとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。要は、農薬、滅反等不起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を固く上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑工場を開設し幅広い工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としていることである。また、大麻種子の段階においては、生じた大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六一年の麻薬に関する単一条約)において、THC含有している大麻については、その多量にのみならず規制対象とされている。このことにかんがみ、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答された。																KAVA	静岡県	厚生労働省 経済産業省	
	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は届出地域その他の貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通関産業告示第170号)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ)であっても、テラドロカンナビノール以下「THC」という、含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	【提案実現後の事業概要】 ①木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実用化容易であると考える。また、大麻を原料とした生分解性プラスチック製の自動車メーカーの内部部品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用削減に寄与しており、国内の課題解決の有効な手段と考えられる。 ②生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオス燃料への転換などが期待できる。また、硝化性窒素のクリーニングアップとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。要は、農薬、滅反等不起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を固く上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑工場を開設し幅広い工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としていることである。また、大麻種子の段階においては、生じた大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六一年の麻薬に関する単一条約)において、THC含有している大麻については、その多量にのみならず規制対象とされている。このことにかんがみ、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答された。																(有)ジャパンエロジープロダクション	東京都	厚生労働省 経済産業省	
	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は届出地域その他の貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通関産業告示第170号)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ)であっても、テラドロカンナビノール以下「THC」という、含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	【提案実現後の事業概要】 ①木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実用化容易であると考える。また、大麻を原料とした生分解性プラスチック製の自動車メーカーの内部部品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用削減に寄与しており、国内の課題解決の有効な手段と考えられる。 ②生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオス燃料への転換などが期待できる。また、硝化性窒素のクリーニングアップとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。要は、農薬、滅反等不起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を固く上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑工場を開設し幅広い工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としていることである。また、大麻種子の段階においては、生じた大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六一年の麻薬に関する単一条約)において、THC含有している大麻については、その多量にのみならず規制対象とされている。このことにかんがみ、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答された。																	岐阜県産業用麻油協会	岐阜県	厚生労働省 経済産業省
	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は届出地域その他の貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通関産業告示第170号)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ)であっても、テラドロカンナビノール以下「THC」という、含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	【提案実現後の事業概要】 ①特許可能な化合物を調製する上で、大麻は木材、プラスチックの代替として繊維と茎に活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実用化容易であると考える。また、大麻を原料とした生分解性プラスチック製の自動車メーカーの内部部品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用削減に寄与しており、国内の課題解決の有効な手段と考えられる。 ②生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオス燃料への転換などが期待できる。また、硝化性窒素のクリーニングアップとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。要は、農薬、滅反等不起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を固く上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑工場を開設し幅広い工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としていることである。また、大麻種子の段階においては、生じた大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六一年の麻薬に関する単一条約)において、THC含有している大麻については、その多量にのみならず規制対象とされている。このことにかんがみ、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答された。																	バイオマックスウイング 株式会社	沖縄県	厚生労働省 経済産業省

管理コード	要望事項(事項名)	該法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船舶地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号)		輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス・サテバ・エル)であっても、テラトドロカンパネノール以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC成分が皆無である品種に限っての規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。	C	大麻の幻覚成分であるTHCは、少量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としていることである。また、大麻種子の段階においては、生質した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答された。		C	-	「THC含有量が皆無である品種の大麻については、成熟した大麻のTHC含有量が皆無であることについて種子の段階で判別することは極めて困難である。」「EU諸国等においては、麻薬に関する単一協定の目的のために栽培・収穫された100トン以上の違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと認定され懸念を示している。」「フランス政府がTHC含有量のない大麻種子の証明書を認定していることについては承知していない。」	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答された。		①産業用大麻の品種は、EU諸国の国内法に優先するEU規則に基づいている。第11、12。これらの品種は、主にフランス政府認可の種子会社が管理しており、証明書を発行することは可能である。添付1、種子の段階で判別しなくても、種子会社の証明書によってTHC含有量を把握し、EU域内で商業栽培を把握し、EU域内で商業栽培と同し管理体制(添付4)を整えれば問題ないと思うがいかがでしょうか。②EU諸国やカナダで実現できている薬物防止と産業利用の区別するには、何がポイントになるか貴省の考え方を教えていただきたい。		1 0 8 0 1 0	有限会社イー・エフ・エフ	広島県	厚生労働省 経済産業省								
	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船舶地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号)		輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス・サテバ・エル)であっても、テラトドロカンパネノール以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC成分が皆無である品種に限っての規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。	C	大麻の幻覚成分であるTHCは、少量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としていることである。また、大麻種子の段階においては、生質した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答された。		C	-	「THC含有量が皆無である品種の大麻については、成熟した大麻のTHC含有量が皆無であることについて種子の段階で判別することは極めて困難である。」「EU諸国等においては、麻薬に関する単一協定の目的のために栽培・収穫された100トン以上の違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと認定され懸念を示している。」「フランス政府がTHC含有量のない大麻種子の証明書を認定していることについては承知していない。」	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答された。	①産業用大麻の品種は、EU諸国の国内法に優先するEU規則に基づいている。第11、12。これらの品種は、主にフランス政府認可の種子会社が管理しており、証明書を発行することは可能である。添付1、種子の段階で判別しなくても、種子会社の証明書によってTHC含有量を把握し、EU域内で商業栽培を把握し、EU域内で商業栽培と同し管理体制(添付4)を整えれば問題ないと思うがいかがでしょうか。②EU諸国やカナダで実現できている薬物防止と産業利用の区別するには、何がポイントになるか貴省の考え方を教えていただきたい。		1 0 9 0 1 0	たしろ屋	熊本県	厚生労働省 経済産業省									
	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船舶地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号)		輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス・サテバ・エル)であっても、テラトドロカンパネノール以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC成分が皆無である品種に限っての規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。	C	大麻の幻覚成分であるTHCは、少量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としていることである。また、大麻種子の段階においては、生質した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答された。		C	-	「THC含有量が皆無である品種の大麻については、成熟した大麻のTHC含有量が皆無であることについて種子の段階で判別することは極めて困難である。」「EU諸国等においては、麻薬に関する単一協定の目的のために栽培・収穫された100トン以上の違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと認定され懸念を示している。」「フランス政府がTHC含有量のない大麻種子の証明書を認定していることについては承知していない。」	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答された。	①産業用大麻の品種は、EU諸国の国内法に優先するEU規則に基づいている。第11、12。これらの品種は、主にフランス政府認可の種子会社が管理しており、証明書を発行することは可能である。添付1、種子の段階で判別しなくても、種子会社の証明書によってTHC含有量を把握し、EU域内で商業栽培を把握し、EU域内で商業栽培と同し管理体制(添付4)を整えれば問題ないと思うがいかがでしょうか。②EU諸国やカナダで実現できている薬物防止と産業利用の区別するには、何がポイントになるか貴省の考え方を教えていただきたい。		1 0 8 0 1 0	高知ヘンブユニオン	高知県	厚生労働省 経済産業省									
	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船舶地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号)		輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス・サテバ・エル)であっても、テラトドロカンパネノール以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC成分が皆無である品種に限っての規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。	C	大麻の幻覚成分であるTHCは、少量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としていることである。また、大麻種子の段階においては、生質した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答された。		C	-	「THC含有量が皆無である品種の大麻については、成熟した大麻のTHC含有量が皆無であることについて種子の段階で判別することは極めて困難である。」「EU諸国等においては、麻薬に関する単一協定の目的のために栽培・収穫された100トン以上の違法な大麻がヨーロッパ諸国に流通したと認定され懸念を示している。」「フランス政府がTHC含有量のない大麻種子の証明書を認定していることについては承知していない。」	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答された。	①産業用大麻の品種は、EU諸国の国内法に優先するEU規則に基づいている。第11、12。これらの品種は、主にフランス政府認可の種子会社が管理しており、証明書を発行することは可能である。添付1、種子の段階で判別しなくても、種子会社の証明書によってTHC含有量を把握し、EU域内で商業栽培を把握し、EU域内で商業栽培と同し管理体制(添付4)を整えれば問題ないと思うがいかがでしょうか。②EU諸国やカナダで実現できている薬物防止と産業利用の区別するには、何がポイントになるか貴省の考え方を教えていただきたい。		1 0 8 0 1 0	ヘンブユニオンプロジェクト	愛媛県	厚生労働省 経済産業省									